

「姫島村空き家バンク」利用登録の流れ

(空き家を買いたい方、借りたい方)

1. 利用登録の申込

- ①空き家バンク登録物件情報の利用を希望される方は、次の様式に必要事項を記入し、必要書類を添付して水産・観光商工課に提出してください。
 - 姫島村空き家バンク利用登録申込書（様式第4号）
 - 誓約書（様式第5号）

2. 申込受付／審査／登録決定

- ①申込受付後に提出書類を審査し、登録が適当であると認めた場合は、利用者台帳に登録し、「利用登録通知」をお届けします。
- ②利用者台帳への登録の有効期間は、登録の日の属する年度の翌年度の末日までです。
(令和4年10月1日に登録した場合は、令和6年3月31日まで)

3. 空き家情報の閲覧

- ①インターネットを利用し、姫島村ホームページ内の「空き家バンク」→**「姫島村空き家バンク (at home のサイト)」**をご覧ください。
空き家登録物件の基本情報を閲覧できます。
- ②インターネットが利用できない場合は、水産・観光商工課へ直接お越しください。

4. 物件所有者の紹介

- ①物件所有者へ交渉の申込みを行う場合は、村から所有者（管理者）にその旨を連絡します。交渉の承諾後に、所有者（管理者）の氏名、連絡先を利用登録者へお教えします。（紹介は、一度に1件のみ）

5. 交渉、契約の流れ

- ①紹介後の交渉、契約は、当事者間で行っていただきます。
- ②必要に応じ、交渉経過を確認させていただきます。
- ③交渉が終了した場合は、その結果（契約の成否）を必ず水産・観光商工課へご報告ください。
- ③契約成立後は、利用者台帳の登録を抹消させていただきます。

ご注意ください！

姫島村は、空き家等情報の紹介やバンク登録に係る連絡調整等を行います。が、「所有者（管理者）」と「利用登録者」間で行う物件の売買・賃貸に関する交渉及び契約等に関する仲介行為は一切行いません。

また、契約に関するトラブル等につきましても、責任をもって当事者間で解決をお願いいたします。

■登録内容の変更

利用登録の内容に変更があった場合は、メール等により速やかに変更内容を水産・観光商工課までお知らせください。

■その他

ご不明な点やご相談がありましたら、下記までお問い合わせください。

登録手続き等に係るお問い合わせ・お申し込み先

〒872-1501

大分県東国東郡姫島村1630番地の1

姫島村役場 水産・観光商工課

TEL：0978-87-2279

FAX：0978-87-3629